

草加都市計画生産緑地地区の変更（三郷市決定）

- 1 三郷第 1 3 2 号生産緑地地区を廃止する。
- 2 三郷第 1 0 8 号生産緑地地区の 1 地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
三郷第 1 0 8 号生産緑地地区	約 0. 2 6 ha	

〔位置及び区域は計画図表示のとおり〕

理 由

生産緑地法第 1 4 条の規定に基づく行為制限の解除により、草加都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。